

改正

平成18年7月11日告示第367号

令和2年3月31日告示第95号

令和4年3月30日告示第110号

深谷市における道路敷地及び水路敷地の用途廃止申請事務処理要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、路線の廃止又は道路区域の変更によって不要となった道路敷地及び水路敷地（以下「道路等」という。）の用途廃止申請事務処理を適正に行うため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、「公共物」とは、深谷市の財産で公共の用に供するもののうち次に掲げるものをいう。

- (1) 市の所有に属する道路等
- (2) 深谷市法定外公共物管理条例（平成18年深谷市条例第217号）第2条の規定に該当するもの  
(申請することができる道路等の制限)

第3条 この告示によって、用途廃止を申請できる道路等は、次に掲げる要件を満たしたものでなければならない。

- (1) 用途を廃止をすることによって、地域住民の日常の生活に支障を来すことがないと認められること。
- (2) 将来にわたり用途の回復を要しないと認められること。
- (3) 利害関係者の同意が得られること。

(申請をできる者の制限)

第4条 用途廃止の申請を行うことができる者（以下「申請人」という。）は、当該道路等に接する土地所有者とする。

(事前協議等)

第5条 申請人は、公共物の用途廃止を申請しようとするときは、用途廃止に係る事前協議書（様式第1号。以下「協議書」という。）に次に掲げる書類を添えて、あらかじめ市長と協議しなければならない。

- (1) 案内図
- (2) 公図の写し
- (3) 申請しようとする道路等の現況写真

2 市長は、前項の協議書を受理したときは、用途廃止申請台帳（様式第2号）に記載し、関係各課と協議するとともに、速やかに現地調査を行うものとする。

3 前項の規定による協議が終了したときは、用途廃止に係る事前協議の回答について（様式第3号）により、申請人に協議結果を回答するものとする。

（申請）

第6条 申請人は、前条の規定により用途廃止の申請ができることが確認できた場合は、公共物用途廃止申請書（様式第4号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して申請することができる。

(1) 案内図（最寄りの駅から当該道路等までの経路を示したもの）

(2) 平面図（縮尺は500分の1とし、当該道路等周辺の状況（建物配置等）が把握できるもので、図面中に当該道路等を赤色で示したもの）

(3) 公図の写し（法務局備付けの公図を転写又は複写したもので、当該道路等を赤色で示してあり、かつ、申請人が所有している土地を緑色で示し、当該道路等を申請人が一体として利用できる範囲を明らかにしたもので、作成日及び作成者の氏名が記入されているもの）

(4) 地積測量図（縮尺は250分の1を基本として、表示保存登記にそのまま使用できる図面であること。図面作成者名及び作成年月日を記入したもの）

(5) 申請人の印鑑証明書（申請日前3箇月以内に交付を受けたものであること。）

(6) 当該道路等に隣接する土地の登記事項証明書（接する土地とは、当該道路等に線又は点で接する土地をいう。登記事項証明書は、申請日前3箇月以内に交付を受けたものであること。）

(7) 道路等に隣接する土地所有者（当該道路等に線又は点で接する土地を所有している者をいう。）の次に掲げる要件を満たした同意書及び印鑑証明書

ア 境界の確認についての同意（様式第5号）

イ 利用者としての同意及び隣接地である道路等が処分されることについての同意（様式第6号）

(8) 利害関係者の同意書（土地区画整理事業及び土地改良区等特別な権利を有する者がいる場合はその同意書（様式第7号）による。）

(9) 道路等の使用状況調査書（様式第8号）

(10) 前条第3項の規定による回答書の写し

(11) 道路等の写真（カラー写真とし、位置及び状況が把握できるものとし、申請書副本にもカラー写真を添付するものとする。）

（買受等申請）

第7条 申請人は、前条に定めるもののほか、市有財産売払申請書（様式第9号）に前条第1号から第8号及び第11号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、公共物の買受以外の場合には、市有財産売払申請書の提出を要しない。

（申請書の審査及び受理）

第8条 申請人から申請書等の提出があったときは、速やかに記載内容及び添付書類を審査し、記載内容に誤りがある場合は訂正させた後、受理するものとする。

（用途廃止の決裁及び通知）

第9条 申請書を受理したときは、深谷市財産規則（平成18年深谷市規則第70号）第14条の規定により市長の決裁を受けるとともに道路法（昭和27年法律第180号）第10条の規定により議会の議決を経た後、申請人へ用途廃止通知（様式第10号）により通知するものとする。

（その他事務手続）

第10条 建設省所管国有財産取扱規則（昭和30年建設省訓令第1号）の規定に基づく交換、寄附、譲与、所管替え、用途変更等の事前協議を受けた場合は、埼玉県知事及び関東財務局長と協議し、指導するものとする。

2 次に掲げる事前協議を受けた場合は、埼玉県知事と協議し、指導するものとする。

（1）都市計画法（昭和43年法律第100号）第32条に基づく同意

（2）土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第7条及び第17条の規定に基づく承認

（3）土地改良法（昭和24年法律第195号）第5条第6項の規定に基づく承認

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成18年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の深谷市における道路敷地及び水路敷地の用途廃止申請事務処理要綱（平成14年深谷市要綱）の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成18年7月11日告示第367号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和2年3月31日告示第95号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 3 0 日告示第 110 号）

（施行期日）

1 この告示は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の深谷市における道路敷地及び水路敷地の用途廃止申請事務処理要綱に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

様式第 1 号（第 5 条関係）

様式第 2 号（第 5 条関係）

様式第 3 号（第 5 条関係）

様式第 4 号（第 6 条関係）

様式第 5 号（第 6 条関係）

様式第 6 号（第 6 条関係）

様式第 7 号（第 6 条関係）

様式第 8 号（第 6 条関係）

様式第 9 号（第 7 条関係）

様式第 10 号（第 9 条関係）